

充実制度

意向確認
【ご加入前のご確認】

就業不能充実コースは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

特定精神障害給付特約付初期支援給付特約付
団体総合就業不能保障保険【生命保険】
契約のしおり、約款についてはパンフレットをご覧ください。

就業不能充実コース 配当金対象

- 就業不能状態が不支給期間20日を超えて継続している場合に、給付金をお支払いします。
 - 入院だけでなく医師の指示による自宅療養や所定の精神疾患による就業不能状態もお支払いします。
 - 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合に、配当金をお支払いします。
- ※不支給期間とは、就業不能状態に該当した日以降、当制度のお支払いの対象とならない期間をいいます。

■保障内容 【加入対象区分】：本人

給付内容		基準給付金月額		
		15万円 コース	10万円 コース	5万円 コース
就業不能状態が20日を 超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注1)まで継続するごとに 1回、最大18回)	主契約【就業不能給付金】 または 特定精神障害給付特約【特定精神障害給付金】	15万円	10万円	5万円
	初期支援給付特約 【初期支援給付金(注2)】	7.5万円	5万円	2.5万円

(注1) 第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌月以降の第1回支払基準日の応当日となります。ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの対象になります。(特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます。)

(注2) 初期支援給付金は、第1回就業不能給付金または第1回特定精神障害給付金が支払われる場合にお支払いとなります。
・就業不能給付金のお支払いは、1つの継続した就業不能状態で18回、通算して36回を限度とします。特定精神障害給付金のお支払いは、通算して18回を限度とします。
・就業不能給付金と特定精神障害給付金は、重複して支払われません。

■給付イメージ

(給付のイメージ図) 契約内容：基準給付金月額 **10万円**、不支給期間20日
事 例：4月1日から就業不能状態が継続し、12月1日に職場復帰



*就業不能給付金のお支払いは1つの継続した就業不能状態で18回、通算して36回を限度とします。特定精神障害給付金のお支払いは通算して18回を限度とします。就業不能給付金と特定精神障害給付金は重複して支払われません。

*不支給期間は、就業不能給付金または特定精神障害給付金の支払対象とならない期間です。

充実制度

■月額掛金 基本保障：主契約、特定精神障害給付特約、初期支援給付特約

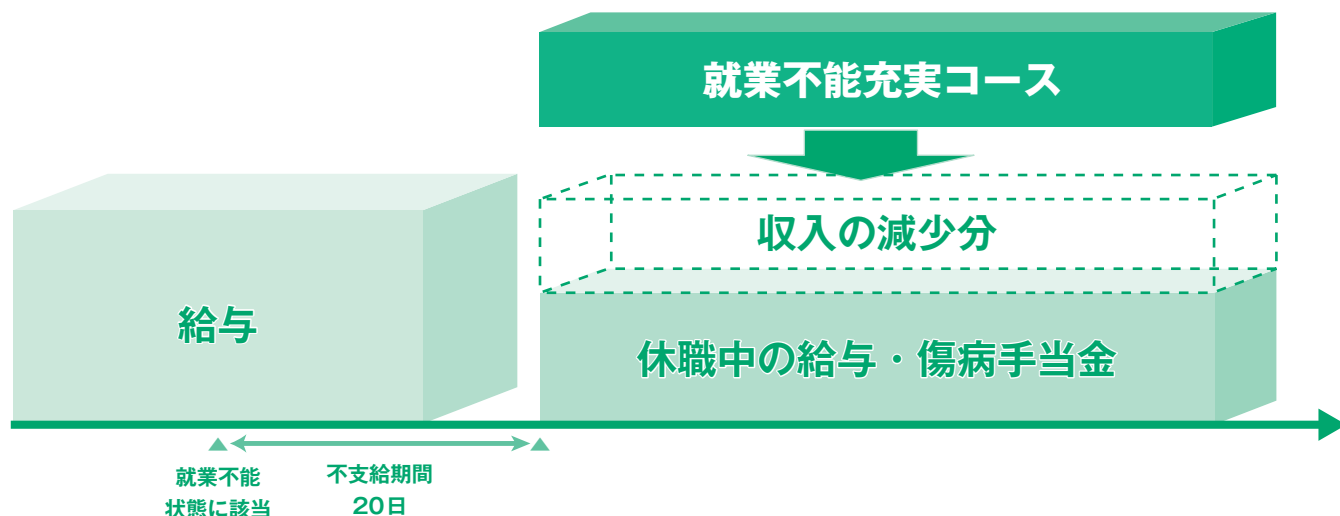
年齢	15万円コース		10万円コース		5万円コース	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15歳～20歳	1,793円	2,033円	1,195円	1,355円	598円	678円
21歳～25歳	1,830円	1,973円	1,220円	1,315円	610円	658円
26歳～30歳	1,845円	2,385円	1,230円	1,590円	615円	795円
31歳～35歳	2,078円	2,663円	1,385円	1,775円	693円	888円
36歳～40歳	2,235円	2,715円	1,490円	1,810円	745円	905円
41歳～45歳	2,423円	3,075円	1,615円	2,050円	808円	1,025円
46歳～50歳	2,918円	3,585円	1,945円	2,390円	973円	1,195円
51歳～55歳	3,758円	3,893円	2,505円	2,595円	1,253円	1,298円
56歳～60歳	5,408円	4,778円	3,605円	3,185円	1,803円	1,593円
61歳～65歳	7,958円	6,458円	5,305円	4,305円	2,653円	2,153円
66歳～69歳	9,953円	6,878円	6,635円	4,585円	3,318円	2,293円

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
 (例)保険年齢40歳=令和6年10月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

※就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。
 ※特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。
 ※この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。
 ※給付金の受取人は被保険者です。

■収入のイメージ図

「就業不能充実コース」により、就業不能状態の場合に、公的保障等では不足する収入の減少分を補完することができます。



新規加入・増額をされる場合は必ず加入資格・告知内容をご確認ください